

伊 勢 市 公 報

第 77 号
平成 21 年 1 月 20 日
火 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ いせ市民活動センターの指定管理者の指定について	2
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	3
○ 賓日館の指定管理者の指定について	5
○ 伊勢市神社海の駅の指定管理者の指定について	6
○ 伊勢市都市農山村交流促進施設の指定管理者の指定について	7
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	8
上下水道事業告示	
○ 伊勢市公共下水道事業計画の変更に係る案の縦覧について	9
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	10
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	11
公 告	
○ 伊勢市第 5 次老人福祉計画・第 4 期介護保険事業計画（素案）の公表について	12
○ 伊勢市障害者保健福祉計画（案）の公表について	15

伊勢市告示第 1 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、いせ市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号) 第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 21 年 1 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	いせ市民活動センター
位置	伊勢市岩渕 1 丁目 2 番 29 号
団体名	特定非営利活動法人いせコンビニネット
団体所在地	伊勢市前山町 1522 番地 39
代表者	理事長 伊東 俊一

2 指定の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 10 第 1 号及び伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 15 号）第 6 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 21 年 1 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 介護保険事業者番号

2490800048

2 事業者の名称及び所在地

名称 在宅総合センター宮川さくら苑夜間対応型訪問介護

所在地 伊勢市中島 2 丁目 24 番 24 号

3 申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

申請者 伊勢度会医療生活協同組合

主たる事業所の所在地 伊勢市浦口 4 丁目 2 番 13 号

代表者氏名 理事長 内山 勝之

代表者住所 伊勢市大倉町 257 番地 34

4 指定の年月日

平成 20 年 12 月 1 日

- 5 サービスの種類
夜間対応型訪問介護

伊勢市告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
賓日館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指
定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第
8条第2項の規定により告示します。

平成21年1月7日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	賓日館
位置	伊勢市二見町茶屋 566 番地 2
団体名	特定非営利活動法人二見浦・賓日館の会
団体所在地	伊勢市二見町茶屋 566 番地 2
代表者	会長 小西 蒨

2 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

伊勢市告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、伊勢市神社海の駅の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成21年1月7日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市神社海の駅
位置	伊勢市神社港68番地1
団体名	特定非営利活動法人神社みなとまち再生グループ
団体所在地	伊勢市神社港60番地
代表者	理事長 中村 清

2 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

伊勢市告示第 5 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市都市農山村交流促進施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 21 年 1 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市都市農山村交流促進施設
位置	伊勢市横輪町 586 番地
団体名	横輪町活性化委員会
団体所在地	伊勢市横輪町 594 番地
代表者	会長 岡 惣松

2 指定の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第1号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成21年1月8日

伊勢市教育委員会
委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成21年1月15日（木）午後4時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第1号 平成21年度学校業務員、給食調理士及び幼稚園教諭の
人事異動方針について
 - 議案第2号 伊勢市学校評議員運営規程の一部改正について
 - 議案第3号 学校給食費改定について
 - 議案第4号 伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備
計画について

伊勢市上下水道事業告示第 1 号

下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の規定により、流域関連伊勢市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 3 条の規定により、次のとおり当該事業計画の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、同令第 3 条の規定により、縦覧期間の満了日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 21 年 1 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 下水道の種類

流域関連伊勢市公共下水道事業

2 変更する事項

縦覧に供する事業計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課及び本庁 1 階上下水道窓口

4 縦覧期間

自 平成 21 年 1 月 7 日

至 平成 21 年 1 月 20 日

伊勢市上下水道事業告示第 2 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 21 年 1 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
193	建築 小竹	松阪市久保町 1779 番地 6	平成 20 年 12 月 15 日
194	有限会社 近代清掃社	伊勢市中島 2 丁目 8 番 2 号	平成 20 年 12 月 15 日

伊勢市上下水道事業告示第3号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成21年1月13日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
290	ナカムラ設備工業	多気郡明和町明星 2069番地	平成21年1月7日

伊勢市公告第1号

伊勢市第5次老人福祉計画・第4期介護保険事業計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市第5次老人福祉計画・第4期介護保険事業計画（素案）を公表します。

なお、伊勢市第5次老人福祉計画・第4期介護保険事業計画（素案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成21年1月9日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する計画案

伊勢市第5次老人福祉計画・第4期介護保険事業計画（素案）
案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市健康福祉部介護保険課
- (2) 伊勢市健康福祉部長寿課
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所福祉健康課
- (5) 小俣総合支所福祉健康課
- (6) 御園総合支所福祉健康課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所

- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター
- (21) 伊勢市中央保健センター
- (22) 伊勢市小俣保健センター
- (23) 伊勢市ハートプラザみその

3 縦覧期間

自 平成 21 年 1 月 15 日（木）

至 平成 21 年 1 月 30 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市健康福祉部介護保険課
へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部介護保険課 伊勢市役所東庁舎 1 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 介護保険課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール kaigo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 21 年 1 月 30 日 (金) 【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部介護保険課 電話 0596-21-5560

伊勢市公告第2号

伊勢市障害者保健福祉計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市障害者保健福祉計画（案）を公表します。

なお、伊勢市障害者保健福祉計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成21年1月9日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する計画案

伊勢市障害者保健福祉計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に概略版の録音テープとともに備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市健康福祉部障がい福祉課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所福祉健康課
- (4) 小俣総合支所福祉健康課
- (5) 御園総合支所福祉健康課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市社会福祉協議会 本所
- (20) 伊勢市社会福祉協議会 伊勢支所
- (21) 伊勢市社会福祉協議会 二見支所
- (22) 伊勢市社会福祉協議会 小俣支所

3 縦覧期間

自 平成 21 年 1 月 15 日（木）

至 平成 21 年 1 月 30 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市健康福祉部障がい福祉課へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

視力障害のある方は、録音テープ又は点字で提出することができます。

[提出先]

伊勢市健康福祉部障がい福祉課 伊勢市役所東庁舎 1 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 障がい福祉課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール syougai@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 21 年 1 月 30 日（金）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部障がい福祉課 電話 0596-21-5558